平成 26 年度株式会社民間資金等活用事業推進機構の 業務の実績評価について

平成 28 年 2 月 15 日

~目次~

- 1. 背景
- 2. 平成26年度の業務の実績評価について
- 3. 具体的な評価
- I. 支援決定の実績等について
- Ⅱ. 収入・支出予算の執行について
- Ⅲ. 支援基準との適合性について
- Ⅳ. 官民ファンドの運営に係るガイドライン対応状況について
- V. KPI の達成状況について
- 4. 総括

別紙 平成26年度までに支援決定を行った案件概要

(参考) 基本情報

- I. 本社
- Ⅱ. 資本金
- Ⅲ. 役員の状況
- Ⅳ. 従業員の状況
- V. 組織図
- VI. 決算の概要
- Ⅲ. 支援基準

1. 背景

株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下「機構」という。)は、国及び地方公共団体の厳しい財政状況を踏まえつつ、我が国経済の成長の促進に寄与する観点から、公共施設等の整備等における民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用が一層重要となっていることに鑑み、特定選定事業(選定事業であって、利用料金を徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金を自らの収入として収受するものをいう。以下同じ。)又は特定選定事業を支援する事業(以下「特定選定事業等」と総称する。)を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うことにより、特定選定事業に係る資金を調達することができる資本市場の整備を促進するとともに、特定選定事業等の実施に必要な知識及び情報の提供その他特定選定事業等の普及に資する支援を行い、もって我が国において特定事業を推進することを目的として、会社法(平成 17 年法律第 86 号)上の株式会社として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号。以下「法」という。)に基づき、平成 25 年 10 月 7 日に設立され、平成 27 年 3 月 31 日に第 2 期事業年度の決算を迎えたところである。

内閣総理大臣は、法第65条第1項に基づき、機構の事業年度ごとの業務の実績について、評価を行わなければならないものとされている。この報告書は、以上のような背景を踏まえて、平成26年度の機構の業務の実績について評価したものである。

2. 平成26年度の業務の実績評価について

機構の業務の実績については、支援決定等が行われているか、内閣総理大臣が認可した収入・支出予算が適正に執行されているか、内閣総理大臣が定めた株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準(平成25年内閣府告示第232号。以下「支援基準」という。)に沿って業務運営がされているかを基本として評価する。また、官民ファンド共通のテーマとして官民ファンドの運営に係るガイドライン(平成25年9月27日官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議決定)が決定され、これを踏まえて機構の中長期的な目標を掲げるKPI(目標時期及び数値目標をいう。)が設定されたことから、これらの達成状況についても評価している。

評価に当たっては、具体的な案件の支援決定に向けて実施した業務だけでなく、組織体制や 規程類の整備等も含めて、機構が平成26年度に実施した業務を確認して評価している。

3. 具体的な評価

I. 支援決定の実績等について

i. 支援決定の実績等

平成 25 年 10 月 7 日の会社設立以降、平成 26 年度末までの機構の支援決定、支援実行等の 実績は表 1 に示すとおり。

	支援 決定額 ※1	支援 実行額	年度末 借入金 残高	支援 決定数	支援 実行数	処 分 決 定 件数
平成 25 年度	1 百万円	1 百万円	0 百万円	1	1	0
平成 26 年度	55.4 百万円	5.4 百万円	0 百万円	4	1	0
累計	56.4 百万円	6.4 百万円	0 百万円	4 ※2	1 ※2	0

表 1. 平成 26 年度末までの支援決定等の実績(直接出資等)

平成 26 年度に決定された支援案件は、女川町(宮城県)の水産加工団地排水処理施設整備等事業、栃木県及び佐野市の秋山川浄化センター再生可能エネルギー発電事業、東吾妻町(群馬県)の箱島湧水発電事業並びに橿原市(奈良県)の八木駅南市有地活用事業である。

また、機構は、PFI事業推進のため、株主である地域金融機関のネットワーク等を活用して、地方公共団体に対して特定選定事業である PFI 事業を実施するよう働きかけている。支援決定した 4 件のうち箱島湧水発電事業では地方公共団体の PFI 方式での事業実施の検討についても支援を行っていた。

ii. 支援決定の実績等に関する評価

平成 26 年度に機構が民間事業者に対する支援を決定した実績は4件である。このうち1件については、案件形成の初期段階から機構が関係者に働きかけることによって、PFI事業の実施につながった好事例であり、機構が進めている地方公共団体や民間事業者に対する普及活動を積極的に実施した成果となっている。

Ⅱ. 収入・支出予算の執行について

機構は、毎事業年度の開始前に、当該事業年度の予算を内閣総理大臣に提出して、その認可を受けなければならないとされており(法第58条第1項)、また、毎事業年度終了後3月以内に、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書及び事業報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないとされている(法第60条)。

そこで、収入・支出予算が適切に執行されているかについて、認可予算の額と実際の収入・ 支出の状況を比較して評価を行う。

i. 収入予算の執行

く出資金収入>

平成26年度における出資は行われていないことから、出資金収入は0円となっている。

^{※1} PFI 事業者に対する出資契約又は融資契約を締結した金額。

^{※2} 女川町(宮城県)の水産加工団地排水処理施設整備等事業に対しては、平成 25 年度に出 資、平成 26 年度に融資の支援決定を実施していることから、累計上は 1 件として扱って いる。

表 2. 出資者一覧(平成 27 年 3 月 31 日時点)

財務大臣	株式会社十六銀行	株式会社福井銀行
株式会社あおぞら銀行	株式会社荘内銀行	株式会社福岡銀行
株式会社青森銀行	株式会社常陽銀行	芙蓉総合リース株式会社
株式会社秋田銀行	信金中央金庫	株式会社北越銀行
株式会社足利銀行	株式会社新生銀行	株式会社北都銀行
株式会社阿波銀行	損害保険ジャパン日本興亜株式会社	株式会社北洋銀行
株式会社池田泉州銀行	第一生命保険株式会社	株式会社北陸銀行
株式会社伊予銀行	株式会社第四銀行	株式会社北海道銀行
株式会社岩手銀行	株式会社千葉銀行	株式会社みずほ銀行
NEC キャピタルソリューション株式会社	株式会社中国銀行	みずほ信託銀行株式会社
株式会社大分銀行	株式会社筑波銀行	株式会社みちのく銀行
株式会社大垣共立銀行	東京海上日動火災保険株式会社	株式会社三井住友銀行
株式会社鹿児島銀行	東京センチュリーリース株式会社	三井住友海上火災保険株式会社
株式会社紀陽銀行	株式会社東邦銀行	株式会社三菱東京 UFJ 銀行
株式会社京都銀行	株式会社東北銀行	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
株式会社群馬銀行	株式会社南都銀行	株式会社武蔵野銀行
興銀リース株式会社	株式会社西日本シティ銀行	明治安田生命保険相互会社
株式会社埼玉りそな銀行	株式会社日本政策投資銀行	株式会社山形銀行
株式会社佐賀銀行	日本生命保険相互会社	株式会社山口銀行
株式会社滋賀銀行	株式会社八十二銀行	株式会社山梨中央銀行
株式会社四国銀行	株式会社肥後銀行	株式会社横浜銀行
株式会社静岡銀行	株式会社百五銀行	株式会社りそな銀行
株式会社七十七銀行	株式会社百十四銀行	株式会社琉球銀行
株式会社十八銀行	株式会社広島銀行	※五十音順(財務大臣を除く。)

<借入金>

平成26年度末の借入金残高は0円であった。機構は、支援実行に当たって借入を行う場合があるが、平成26年度においては、既存の資金にて充当できたことから借入を行っていない。

表3. 主要な収入データ

(単位:千円)

科目	収入予算額	収入額
(款)出資金収入	35, 000, 000	0
(項)政府出資金	30, 000, 000	0
(項)民間出資金	5, 000, 000	0
(款)借入金	364, 000, 000	0
(項)政府保証債発行	291, 200, 000	0
(項)政府保証借入	72, 800, 000	0
(款)その他収入	100	13, 385
合計	399, 000, 100	13, 385

ii. 支出予算の執行

<貸付金>

平成26年度末の貸付金残高は5.4百万円であった。

<出資金支出>

平成26年度の出資金は0円であった。

く事業諸費>

平成26年度の事業諸費は約31百万円であった。

<一般管理費>

平成 26 年度の一般管理費は約 479 百万円であった。

表 4. 主要な支出データ

(単位:千円)

科目	支出予算現額	支出額
(項)貸付金	237, 360, 000	5, 400
(項)出資金	158, 240, 000	0
(項)事業諸費	1, 124, 927	30, 849
(目)事業諸費	1, 045, 010	12, 286
(目)調査費用	56, 880	8, 424
(目) 旅費	23, 037	10, 139
(目)支払利息	0	0
(項)一般管理費	797, 041	479, 407
(目) 役職員給与	425, 058	327, 916
(目)諸謝金	26, 242	10, 199
(目)事務費	300, 739	135, 602
(目)交際費	2, 000	137
(目)退職給与引当金繰入	35, 815	0
(目)固定資産取得費用	7, 187	5, 552
合計	397, 521, 968	515, 656

iii. 収入・支出予算の執行に関する評価

平成 26 年度の機構の収入及び支出については、いずれも内閣総理大臣から認可された予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められなかった。今後、支援決定件数を増加させ、支援の実行により予算執行することを期待する。

Ⅲ. 支援基準との適合性について

法第53条第1項に基づき内閣総理大臣が定めた支援基準に従って機構の業務運営がされているかについて評価を行う。

i. 平成 26 年度に機構が支援決定を行った案件に関する適合性

支援基準においては、支援対象となる対象事業について、公共性・公益性、民間の資金、 経営能力及び技術的能力の活用、収益面における出融資等適合性に係る基準を満たすべきと されている。

機構は平成 26 年度に 4 件の支援決定(別紙)を行ったが、当該案件に係る支援基準適合性は支援決定時に確認している。

ii. 機構の業務運営に関する適合性

(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

支援基準においては、特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体で必要な総支出額(出資者に対する適切な配当を含む。)を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めることとされている。

機構は、平成26年度には各種リスク分析により、資金回収の蓋然性が高く、機構の収益 積み上げに貢献すると判断したものについて支援決定を行った。また、支援決定した案件 についてモニタリングを実施することとしている。

なお、平成26年度末までに処分決定に至る案件等が生じておらず、具体的な収益性について評価を行う段階には至っていない。

(2) 出融資等業務全体としての分散出融資等

支援基準においては、支援の対象事業が特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう、適切な出融資を行うことに努めることとされている。機構は、平成26年度に4件の支援決定を行ったが、事業分野は4つ、公共施設等の所在地は4県であり、事業分野や公共施設等の所在地が分散されたポートフォリオにつながるものと考えられる。

(3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

支援基準においては、事業・収支計画の精査、支援開始後のモニタリング等を適切に実施し、規律ある出融資等を行うこととしている。

平成26年度に支援決定した4案件について、機構では、投融資部においてPFI事業を実施する民間事業者の事業・収支計画や経営体制について審査し、財務管理部における審査を経て、民間資金等活用事業支援委員会で支援決定した。また、支援実行後には、投融資部等において事業の進捗状況をモニタリングする体制を整えている。

(4) 運用の透明性

支援基準においては、対象事業等について十分な情報開示に努めるとともに、対象事業者に対して投融資する民間金融機関等に対する必要な説明を適時適切に行うこととされている。

機構は、支援決定した案件について、支援決定、支援実行に係る情報を機構のホームページにて公開しており、引き続き情報開示、説明に努めることとしている。

なお、平成26年度末における支援実行件数は1件であること及び、当該事業運営は平成27年度から開始されることから、当該案件に係る運用状況について情報を開示する段階には至っていない。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

支援基準においては、対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関等の投融資を補完する等類似の民間金融機関等の活動を不当に妨げることがないようにすることとされている。

機構は、こうした趣旨を踏まえて支援内容を決定することとしており、平成26年度に支援決定した案件では、機構と民間の総出融資額が、機構の出融資額の4.8倍になっている。

案件名	呼び水効果 (*)
女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業(出資及び融資)	4.8倍
平均(機構全体)	4.8倍

*呼び水効果:(機構及び金融機関等からの出融資額)÷(機構の出融資額)の平均値

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

支援基準においては、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって業務を行う出融資等執行体制を整備することとしている。

機構は、平成25年10月に設立され、執行体制の整備に努めてきたところであり、①支援検討プロセス、②支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用については、以下のとおりである。

① 支援検討プロセス

機構は、出融資の金額にかかわらず、全ての個別案件について、案件形成を支援する段階、投融資部において支援を検討する段階、財務管理部において内部審査を実施する段階、代表取締役社長により決裁を行う段階、支援委員会において支援を決定する段階の5つの段階を経て、支援決定している。

なお、機構は、現時点でファンドオブファンズに対する支援業務を行っておらず、当該業務に対応する内部牽制については、業務の具体化に応じて検討していく予定である。

> 案件形成を支援する段階

プロジェクト支援部が地方公共団体等へ赴き、PFI 事業の案件形成を支援している。 具体的には、PFI の制度や事例の紹介、PFI 導入を検討している案件の相談、セミナー 活動等を実施している。

▶ 投融資部において支援を検討する段階

実施方針が公表された PFI 事業に関して、民間事業者から機構に支援の要請があった場合、投融資部において当該案件を支援できるかどうかを判断している。具体的には、機構の支援対象である特定選定事業等であり、支援基準に適合していること等を確認できたものについて、事業の採算性等を精査し、機構による支援の企画立案業務を実施することとしている。

▶ 財務管理部において内部審査を実施する段階

投融資部門から独立する財務管理部が、企画立案された支援案件について、審査規程 に基づき、事業計画・収支計画、資金調達スキームの妥当性及び機構の出融資条件並び に回収方法の妥当性等を審査している。

▶ 代表取締役社長により決裁を行う段階

機構として、企画立案された支援案件を支援委員会に付議することについて、社内決裁が行われる。

▶ 支援委員会において支援決定する段階

専門性及び独立性を具備する支援委員会が、主務大臣意見及び所管大臣意見を踏まえて、支援の対象とする事業者と支援の内容について決定する

② 支援検討におけるコンプライアンス体制の整備・運用

▶ 利益相反チェック

機構は、利益相反管理規程を定め、利益相反取引情報の収集及び定期的な取締役会への報告を行う体制を整備している。利益相反管理については、職員に周知するとともに、コンプライアンス委員会に取組状況が説明され、同委員長から取締役会に報告されることとされている。

なお、平成26年度において経営に重大な影響を与える、又は、取引先、機構等の利益が著しく阻害される利益相反に関する事案として報告された事例はなかった。

> 情報隔壁の構築

機構は、公共又は民間事業者候補と秘密保持契約を締結した場合には、社内システムにおけるアクセス制限措置を含め、電子媒体・メール・書類等の情報を隔離することとしている。

また、情報管理に係る社内研修を機構の職員全員に対して実施するとともに、職員の出向元にも機構の情報管理等を説明し、情報隔離の徹底を図っている。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

支援基準においては、特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮することとされている。

機構は、東日本大震災で被災した宮城県女川町において、復興に向けた水産加工団地に必要な排水処理施設について、PFI事業として整備・運営する事業者に対して平成25年度(出資)及び平成26年度(融資)に支援決定している。

iii. 支援基準との適合性に関する評価

平成26年度に行われた4件の支援決定については、いずれも株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準に適合しており妥当であると認められる。また、機構の業務実績について支援基準の各項目に照らして特段の問題は認められなかった。今後、支援基準を遵守して支援決定実績を積み上げるとともに、支援実施後のモニタリングやポートフォリオマネージメント等を適切に実施することが期待される。

Ⅳ. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況について

官民ファンドの運営に係るガイドラインに準拠して機構が業務を実施しているか評価を行う。

i. 運営全般(政策目的、民業補完等)

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 公的資金の活用であることに鑑み、法 令上等の政策目的に沿って効率的に 運営されているか。また、民業補完に 徹するとともに、各ファンドの政策目 的の差異、対象となる運用先の差異が 適切に把握されているか。	機構は、法令上の政策目的に沿って的確に運営されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準に則して、出融資等方針を定めて支援業務を実施することとしている。 また、機構は法に定めるところにより特定選定事業等を実施する者に対し、金融機関が行う金融及び民間の投資を補完するための資金の供給を行うこととされており、これらの趣旨は出融資等方針に反映されている。
② 政策的観点からのリスク性資金であるが、国の資金であることにも十分配慮された運用が行われているか。	機構は、出融資等方針において「特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、会社の業務期間全体で必要な総支出額(出資者に対する適切な配当を含む。)を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めなければならない」として収益性の確保に努めることとしている。 平成 26 年度に出資を行った案件についても、支援決定する際にリスク分析により資金回収の蓋然性等を判断するとともに、支援決定後もモニタリングすることとしている。
③ 法令上等の政策目的に沿ってベンチ	機構は、特定選定事業等を実施する者を支援す
ャー企業支援や地域経済を支える地	ることとされており、以下のとおり、必要十分な

元企業(地域での起業を含む)支援等 のために必要十分な資金供給等がな されているか。また、そのために必要 な組織構成(投資態勢、窓口体制、人 材育成機能等)となっているか。 資金供給等のために必要な組織構成となっている。

(投資態勢)

投融資部がPFI事業を実施する民間事業者からの相談に対応し、投資案件を立案。財務管理部の審査を経たうえで、支援委員会によって投資が決定される態勢となっている。

(窓口体制)

地方公共団体や事業者等から支援に関する相談があった場合には、PFI事業の進捗に応じてプロジェクト支援部又は投融資部が適時に対応する体制を整えている。

(人材育成機能)

機構は、地域金融機関等から職員の出向を受け入れるとともに、機構主催のセミナーを開催するなど人材の育成を行っている。

④ 各ファンドと民間のリスクマネー供給(民間のプライベートエクイティ、ベンチャーキャピタルファンドや銀行のメザニン等)との関係・役割分担等は適切に理解されているか。

機構は、平成25年10月の設立直後にホームページを立ち上げ、支援基準を公開するとともに、機構の設立趣旨、支援方法等の情報を公開することで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が周知されるよう措置している。

また、機構は、地方公共団体への往訪や民間事業者等との意見交換を通じて、機構の設立趣旨、支援方法、選定までの期間、手続等について適切に説明を行うことで、機構の支援対象及び民間のリスクマネー供給との関係・役割分担が理解されるよう努めている。

- ⑤ ファンド全体の業績評価について、ファンド設立・運営の趣旨を踏まえ、中長期的な視点から総合的に実施されているか。
- 機構は、官民ファンドの活用推進に関する関係 閣僚会議の決定を踏まえ、中長期的な指標である KPIを定め、業績を評価することとしている。
- ⑥ 支援が競争に与える影響を勘案した ものとなっているか。

機構は、出融資等方針において、「類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること」として、民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完することとしている。

⑦ サンセット条項の下、限られた期間内 で民間プレイヤーの呼び水となり、将 来民間で活躍できる事業創造の核と なる人材を育成する目的が共有され ているか。 機構は、限られた期間内で PFI 事業の普及の呼び水となるよう、人材育成に関係する KPI を定め、地域金融機関等からの職員の受入れ、機構主催のセミナーの開催など、地域人材の育成・ノウハウの提供に努めている。

なお、人材育成に関連する KPI である「地域人材の育成・ノウハウ提供(機構への受入、専門的なセミナーの開催、支援案件を通じた地域における人材の育成の状況)」の実績は設立(平成 25 年10 月)以来、平成 26 年度末時点の累計では 69 名となっている。

⑧ 閣僚会議及び幹事会に対して、各ファンドが政策目的にかなった運営を行

機構は、閣僚会議及び幹事会に対する報告について、内閣府を通じて正確かつ透明性をもって行

っているかについての定期的な報告しっている。 が、正確かつ透明性をもって行われて いるか。

ii. 投資の態勢及び決定過程

(1) 投資の態勢

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 案件発掘及びデューディリジェンス	機構は、金融機関出身者等プロジェクトファイ
を行う主体は十分な能力を保有して	ナンスの知識・能力を備えた職員を配置して案件
いるか。	発掘を行うととともに、監査法人からの出向者等
	を配置して具体的案件のデューディリジェンス
	を行う態勢を整えている。
② 投資に係る決定を行う組織の役割が	機構が支援決定する際のプロセスは3. Ⅲ ii
明確化され、適切に開催され、機能し	(6)①に記載のとおり。
ているか。	なお、平成 26 年度の機構の支援案件では、こ
	のプロセスに従い、支援決定がなされている。
③ 執行部を中立的な見地から監視、牽制	機構が支援決定する際のプロセスは3. Ⅲ ii
する仕組みの役割が明確化され、導入	(6)①に記載のとおり。
され、機能しているか。	執行部を中立的な見地から監視、牽制する仕組
	みとして、機構は会社法に基づく監査役を設置す
	るとともに、支援決定に際しては、取締役会から
	独立した支援委員会に、意思決定機関としての役
	割を持たせている。また、内部審査機能として、
	このプロセスに、財務管理部による個別案件ごと
	の審査を取り入れている。
	なお、平成26年度案件の支援決定時において、
	適切な支援決定手続を経ている。
④ 投資に係る決定を行う組織を監視、必	機構では、法第46条第1項第1号に定めると
要に応じて牽制する仕組みの役割が	ころにより、支援委員会において支援決定を行う
明確化され、導入され、機能している	こととしている。支援委員会に対しては、監査役
か。また、通常の投資に係る決定を行	の出席と支援決定前に提出される内閣総理大臣
う組織から上位の決定を行う組織へ	及び所管大臣による意見(法第54条第2項及び
の重要な意思決定案件等の付議につ	第 4 項)が監視、牽制機能を果たしている。
いて、適切な仕組みのもとに行われる	平成 26 年度の支援決定に当たっては、支援委
ようになっており、機能しているか	員会への監査役の出席、支援決定前の内閣総理大
(大型案件、標準的な投資案件でない	臣及び所管大臣の意見聴取が行われている。
案件、想定内であっても初めて行う案	なお、機構は出融資の金額にかかわらず、全て
件、利益相反が懸念される案件等の付	の出融資案件において同様なプロセスをとって
議案件の明確化等)。	NS.
⑤ 投資プロフェッショナルの報酬は適	機構は、類似の民間金融機関・民間投資家等の
切か(給与・賞与レベル、成功報酬、	慣行を踏まえ、職員の給与水準を定めるととも
競業避止義務等の退職に関する制限	に、業績連動賞与を設けること等としている。
の有無等)。	1461#11 TDR
⑥ ファンドオブファンズとなる官民フ	機構は、現時点でファンドオブファンズとして
アンドの場合、特にファンドオブフ	の支援業務を行っていない。今後、業務の具体化
アンズ業務を行うことに対応した監	に応じて、ファンドオブファンズ業務を行うこと
視、牽制の仕組みの役割が明確化さ	に対応した監視、牽制の仕組みについて検討して
れ、導入され、機能しているか。	いく予定である。

(2) 投資方針

官民ファンドの運営に係るガイドライン

機構の対応状況について

① 投資方針、チェック項目は、政策目的に沿って、適切なものか(業種、企業サイズ、事業ステージ、リスク選好度等から見て、当該ファンド全体としての運用対象は政策目的に沿ったものか(標準類型等))。

機構は、政策目的に沿って業務が実施されるよう、内閣総理大臣が定めた支援基準に則して、出融資等方針を作成し、投資方針のチェックを実施している。

- ② 投資に当たって、その定性面と定量面 から以下の点は検討されているか。
 - ・ 成長戦略への貢献の度合い、成長 戦略との整合性の評価
 - 民間資金の呼び水機能
 - ・ 民業圧迫(民間のリスクキャピタ ルとの非競合の担保等)の防止や 競争に与える影響の最小限化(補 完性、比例(最小限)性、中立・ 公平性、手続透明性の原則の遵守 等)
 - 投資採算(投資倍率、回収期間、 IRR等)、EXIT実現可能性 の確認
 - ・ 利益相反事項の検証と確認(ファンドへの出資者との関連取引のチェック、案件の共同出資者との 条件の公平性等)

機構は、政策目的に沿って業務が実施されるよう出融資等方針を作成しており、左の趣旨はその中に反映されている。

(3) 投資決定の過程

官民ファンドの運営に係るガイドライン

機構の対応状況について

① 投資に係る決定を行う組織で政策目的に基づいた投資の基本的な方針等に従って検討されているか。また、適切な手続きによる審査を経て投資に係る決定を行う組織で中立的な立場から決定されているか。投資に係る決定を行う組織で否認された案件は適切な検証を経て否認されたか。

機構が支援決定する際のプロセスは3. Ⅲ ii (6) ①に記載のとおり。

機構は、政策目的に沿って出融資が実施されるよう内閣総理大臣が定めた支援基準に則して出融資等方針を作成している。また、支援決定に際してはフロントオフィスから独立した財務管理部にて内部審査を行い、中立的な支援委員会が支援内容を検証し、支援を決定している。

なお、平成26年度末時点において、支援委員会 で否認された案件はない。

② 案件の選別は、持込投資案件総数、投資検討実施件数(DD実施件数)、投資に係る決定を行う組織への付議案件数、投資提案件数、投資決定案件数等からみて、適切に行われているといえるか。

機構において支援に係る決定を行う組織には支援委員会が該当するが、平成 26 年度において支援委員会に付議された案件数は、4 件であり、当該 4件について適切に支援決定がなされている状況である。

(4) 経営支援 (ハンズオン)

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 経営支援(ハンズオン)を行うファン	機構は、原則として投資等に伴う経営支援(ハン
ドにおいては適切に経営支援が行われ	ズオン)は行わないため該当なし。
ているか。	

(5) 投資実績の評価及び開示

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 次の点を踏まえて、適切にモニタリングを行っているか。 財務諸表等の指標に基づくモニタリングの基準を設定する 投資先企業の財務情報や経営方針等の企業情報を継続的に把握する EXITの方法、時期は個別案件ごとに取決め、円滑な退出を確保する 	機構は、出融資等方針において、「会社は、対象事業者の企業情報及び財務情報等に基づき、出融資等のモニタリングを随時適切に行うもの」としている。 機構の支援実績は平成26年度までに支援を決定した案件は4件であり、今後、適切にモニタリングを行うことが期待される。
② 時価評価は適切に行われているか(内 部評価と外部監査の有無)。	機構は、出資について決算時に時価評価することとしている。 また、当該内部評価が適切に行われていることを裏付けるため、監査法人による外部監査を受けている。
③ 個別案件及びファンド全体において、 政策目的との関係で効果的な運用と なっているか。(運用目標や政策目的 の達成状況が事後検証可能な指標 (KPI)等を個別案件において設定し 評価を行っているか、また、ファンド 全体の KPI についても設定、公表がさ れているか等)	機構は、個別案件及び機構全体に関して、KPIを 定め、業績を評価することとしている。 KPIに関する評価については、「V. KPIの達成 状況について」を参照。
④ 投資実績に対するモニタリングや評価の基本となるべき開示情報が、可能な限り数値化されているか。	機構は、出資について決算時に時価評価するな ど可能な情報を数値化して情報を開示すること としている。

(6) 投資の運用方針の見直し

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 投資の運用実績の評価に基づき、運営 方針の変更等が適切に行われている か。(実績の評価、投資後のモニタリ ングにおいて、個別案件ごとのターゲ ット (PL や BS 等の指標)、ターゲッ トから外れた場合の対応、個別案件の	機構は、出融資等方針において、「出融資等のモニタリングにおいて、個別融資等案件の実績が当該出融資等案件の見通しから著しく外れた場合には、個別出融資等案件の方針を見直すことも含め、対応を検討するもの」としている。なお、平成26年度末までに方針の変更は行っていない。

EXIT を判断する基準、運用失敗の場合の判断基準とその場合の対応などが適切に行われているか)

iii. ポートフォリオマネージメント

官民ファンドの運営に係るガイドライン | |

機構の対応状況について

① 個別の案件でのリスクテイク(その際、政策的な必要性の説明責任を果たせるか)とファンド全体での元本確保のバランスを取るポートフォリオマネージメントは適切に行われているか。またポートフォリオマネージメントを確保する態勢(責任者、組織等)は整備されているか。

機構では、対象案件が、特定の事業分野等に過度に偏ることのないよう分散出融資に努め、全体のポートフォリオを構成している。

平成 26 年度末時点における累計の支援決定件数は4件であるが、事業分野は4つ、公共施設等の所在地は4県であり、事業分野や公共施設等の所在地が分散されている。

また、財務管理部、経営会議及び取締役会においてポートフォリオマネージメントを行う。

② 投資実績、運用実績を評価し運用方針の変更などを行える態勢が整備され、機能しているか。そのために必要な投資後のモニタリングについては、投資チームとは別のチームが行う等、態勢が適切に整備されているか。

平成 26 年度末までに投資の運用に係る方針変 更は行っていない。

なお、投融資部のほかに、財務管理部がモニタリングを実施できる態勢を構築している。

iv. 民間出資者の役割

官民ファンドの運営に係るガイドライン	機構の対応状況について
① 民間出資者に求める役割が明確化されているか。	機構は、民間出資者に対して、機構に対する出資とともに、PFI事業の普及への協力を求めている。例えば、出資者である地方銀行のネットワークを通じて地方公共団体を訪問し、公共施設等の整備等をPFI事業として実施するよう働きかけを行っている。
② 各ファンドの投資案件に対する民間 出資者のインセンティブや動機は確 認されているか。	機構の出資者は金融機関等であり、PFI事業の拡大によるインフラ投資市場の整備を期待している。機構の個別の投資案件については、株主総会や事業報告を通じて説明し、意向を確認している。
③ 民間出資の条件(手数料や成功報酬、 特別な利益供与などのサイドレター の有無、案件によるオプトアウト条項 (競合他社への出資の忌避等)の有 無、出向者やオブザーバーでの受入の 有無等)は適切なものか。	機構に対する民間からの出資は普通株式となっており、国からの出資条件と同等となっている。
④ 各ファンドは民間出資者に対して、民間ファンドと民間出資者との関係を参考にし、投資実績を適時適切に報告しているか。	機構は、支援決定時における支援内容等について適時、自社ホームページにおいて公表している。 支援実行後においても株主総会を通じて支援

- ・ 投資決定時における投資内容(投資先企業名、事業内容、投資額等)、決定プロセスや決定の背景の適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、説明責任を果たしているか。
- ・ 投資実行後において、各投資先企業についての財務情報、回収見込み額、出資に係る退出(EXIT)方針、投資決定時等における将来見通しからの乖離等について、適時適切に報告しているか。

状況等を民間出資者に対して報告している。

v. 監督官庁及び出資者たる国と各ファンドとの関係

① 監督官庁及び出資者としての国と、投資方針の政策目的との合致、政策目的の達成状況、競争に与える影響の最小限化等について、必要に応じ国からの役職員の出向を可能とする措置を講じるなど、密接に意見交換を常時行うための態勢を構築しているか。

官民ファンドの運営に係るガイドライン

機構は、国から3名の職員を受け入れ、密接に 意見交換を常時行うための態勢を構築している。

機構の対応状況について

- ② 投資決定時における適切な開示に加え、投資実行後においても、当該投資について適切な評価、情報開示を継続的に行い、国民に対しての説明責任を果たしているか。
- ③ 監督官庁であり出資者である国が、政策目的の実現及び出資の毀損の回避の観点から、各ファンドによる投資内容及び投資実行後の状況等について適時適切に把握するため、各ファンドは次の事項について、監督官庁及び出資者それぞれに、適時適切に報告しているか。
 - 投資内容(投資先企業名、事業内容、投資額等)、投資決定のプロセスや背景等
 - ・ 投資実行後おける、適切な評価に 基づく、各投資先企業についての 財務情報、回収見込み額、出資に 係る退出(EXIT)方針、投資 決定時等における将来見通しか らの乖離等

機構は、支援決定時における支援内容等について自社ホームページにおいて公表している。また、機構の業務活動を示す事業報告、計算書類及び監査報告書を公表し、支援実行後においても情報開示に努めている。

機構は、平成26年度には、投資内容、投資決定のプロセス、背景等について監督官庁に報告して 投資決定を行った。

なお、当該案件について、支援実行後における 左記評価を行う段階には至っていない。 ④ 守秘義務契約により上記の運用報告が妨げられる場合において、当該守秘義務契約の存在及びその理由についての事前の説明も含め適切に報告しているか。

機構は、支援対象事業に関する守秘義務契約が 存在する場合、法第 57 条第 1 項に基づく情報を 提供する際に、監督官庁に対してその旨を報告し ている。

vi. 官民ファンドの運営に係るガイドラインへの対応状況に関する評価

平成 26 年度の機構の業務実績について官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして特段の問題は認められなかった。今後とも、ガイドラインを遵守して業務実績を積み上げていくことが期待される。

V. KPI の達成状況について

機構は、法第31条(機構の目的)を達成するべく、同条に沿ってi.機構の資金供給、ii. インフラファンド市場の育成(需要変動リスクの伴うインフラ整備等に対する民間投資の喚起)、及び、iii. 利用料金収入で資金回収を行うPFI事業の普及、という3項目についてKPIを設定している。

そこで、機構の KPI に対し平成 26 年度末時点における達成状況を示し評価を行う。

i. 機構の資金供給

(1) 支援案件の事業規模

(機構が資金供給を行った案件の事業規模の合計金額)

目標時期及び数値目標	平成 26 年度末における達成状況
平成 28 年度末までに 15,000 億円	約 131 億円

(2) 支援案件のインフラ分野数

(例:空港・上水道・下水道 等)

目標時期及び数値目標	平成 26 年度末における達成状況
平成 28 年度末までに 5 分野	4 分野

(3) 機構の収益率

(総収入額:総支出額)

数値目標	平成 26 年度末における達成状況
1倍超	現時点においてEXIT案件は存在していな
	い。

ii. インフラファンド市場の育成

(需要変動リスクの伴うインフラ整備等に対する民間投資の喚起)

(1) 呼び水効果:民業補完

(「機構及び金融機関等からの出融資額÷機構の出融資額]の平均値)

数値目標	平成 26 年度末における達成状況
3 倍以上	4.8倍

(2) 民間インフラファンド組成に向けた取組み

(民間インフラファンド組成のための実務的な打合せを行った事業者数)

目標時期及び数値目標	平成 26 年度末における達成状況
平成 28 年度末までに 10 社	5 社

iii. 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の普及

(1) 市場関係者へのアドバイス件数

(地方公共団体、地域金融機関、事業者等への具体的なアドバイスを行った案件数)

目標時期及び数値目標	平成 26 年度末における達成状況
平成 28 年度末までに 500 件	356 件

(2) 地域人材の育成・ノウハウ提供

(機構への受入、支援案件、専門的なセミナーを通じた地域における人材の育成の状況)

目標時期及び数値目標	平成 26 年度末における達成状況
平成 28 年度末までに 200 名	69 名

(3) 利用料金収入で資金回収を行う PFI 事業の件数

(平成25年度10月設立以降の事業の件数)

目標時期及び数値目標	平成 26 年度末における達成状況
100 件	23 件

iv. KPI の達成状況に関する評価

平成 26 年度の機構の業務実績について、法第 31 条に定める機構の目的を反映して設定された KPI に照らして評価したところ、KPI の達成を目指して業務が実施されているものと認められた。今後とも、KPI の達成を目指して、業務を実施していくことが期待される。

4. 総括

今回、機構が平成 26 年度に実施した業務の実績評価を行った。機構が平成 25 年 10 月に設立されてから平成 26 年度末までに出融資金の回収に至った案件はないことから、これまでの具体的な案件形成に向けて実施した業務や組織体制、規程類の整備等の業務からできる評価を実施しており、今後、事業の進捗に応じて投資収益実績等に係る評価を実施することになる。

▶ 平成26年度の機構の業務の実績評価

平成26年度に機構が民間事業者に対する支援を決定した実績は4件である。このうち1件については、案件形成の初期段階から機構が関係者に働きかけることによって、PFI事業の実施につながった好事例であり、機構が進めている地方公共団体や民間事業者に対する普及活動を積極的に実施した成果となっている。

平成26年度の機構の収入及び支出については、いずれも内閣総理大臣から認可された予算の額の範囲内であり、その執行に特段の問題は認められなかった。

また、4件の支援決定については、いずれも支援基準に適合しており妥当であると認められる。

その他の業務運営について、支援基準及び官民ファンドの運営に係るガイドラインに照らして特段の問題は認められず、機構の業務は KPI の達成を目指して実施されていると認められる。

> 今後の取組に関する期待

今後とも、認可予算、支援基準及びガイドラインを遵守し、KPIの達成を目指すことにより、 支援決定等の具体的な業務実績を積み上げ、地域の活性化や我が国における PFI 事業の拡大に 貢献することが期待される。

PFI 推進機構による支援決定について

(1) 女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	株式会社フィッシャリーサポートおながわ
	代表企業:鹿島建設株式会社東北支店、
	構成企業:メタウォーター株式会社東北営業部、森永エンジニア
	リング株式会社、田中建設株式会社、NECキャピタ
	ルソリューション株式会社、福栄肥料株式会社、株式
	会社エステム
② 支援決定日	平成 26 年 2 月 21 日、平成 26 年 12 月 11 日
③ 支援実行日	平成 26 年 3 月 28 日、平成 27 年 3 月 31 日
④ 支援金額	1百万円(出資)、540万円(融資)
⑤ 事業概要	本事業は、水産加工団地の排水を処理することにより、環境へ
	の負荷を低減し漁場の保全を図る事業である。被災した女川町の
	基幹産業である水産業の復興に寄与し、地域経済の活性化を図る
	ことにつながる公共性・公益性を有している事業である。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、環境への負荷を低減し漁場の保全を図るものである
	とともに、被災した女川町の基幹産業である水産業の復興、ひい
	ては地域経済の活性化を図ることを目的として実施される排水処
	理施設の整備・運営であり、公共性・公益性を有しているといえ
	る。
② 民間の資金、経営	本事業は、民間事業者が組成する SPC (特別目的会社) が排水処
能力及び技術的能	理施設の整備、運営を行う事業である。また、SPC の出資総額 20
力の活用	百万円のうち機構が出資する1百万円(5%)以外は民間資金であ
	り、融資 10.8 百万円は機構(5.4 百万円)と地方銀行との協調融
	│ 資である。このように、民間の資金、経営能力及び技術的能力を │
	活用した事業である。
③ 収益面における出	対象事業は、排水処理施設を整備・運営する PFI 事業であり、
融資等適合性	女川漁港に必要なインフラとして、民間事業者により事業期間を
	通じて効率的に運営され、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判
	断される。
3. 大臣意見	
① 主務大臣意見	女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業は、東日本大震災
(内閣総理大臣)	で甚大な被害を受けた宮城県牡鹿郡女川町の基幹産業である水産
	業の早期復興に向けたインフラ整備に必要な事業であり、機構の
	支援により民間の資金及び知恵を活用して社会資本の整備及び運
	営を推進することは、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプ
	ランの趣旨にも合致していると考えられる。
	本件は、機構の支援案件第1号である。支援基準を踏まえた的
	確な支援を実施することにより、引き続きインフラ投資市場の育
	成及び PFI の更なる推進に貢献するよう努められたい。
_	
② 所管大臣意見	本件に係る支援を決定することに、水産業の発展等の観点から
(農林水産大臣)	異存はない。

	なお、民間資金等活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく特定選定事業等の実施に当たっては、排水処理施設の円滑な整備・運営の実施に配慮されたい。
4. モニタリング状況	
① 平成26年度末にお	営業投資有価証券:1百万円
ける時価評価	営業貸付金:5.4百万円
② 平成26年度末にお	平成27年4月1日から事業運営が開始されており、今後、適時適
ける本件の状況	切にモニタリングを実施する方針である。

(2) 秋山川浄化センター再生可能エネルギー発電事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	佐野ハイブリッド発電株式会社
	代表企業:株式会社大原鉄工所
	構成企業:株式会社西原環境
② 支援決定日	平成 27 年 2 月 17 日
③ 支援実行日	平成27年3月27日(融資契約の締結)
④ 支援金額	50 百万円
⑤ 事業概要	渡良瀬川上流流域下水道 (秋山川処理区) の終末処理場であり、
	栃木県南部の佐野市に位置する秋山川浄化センターの汚泥消化エ
	程において、メタン発酵により発生する消化ガス(バイオガス)
	を利活用するための消化ガス発電施設を整備すると共に、本浄化
	センター内の一定以上の敷地、建築物屋上および水処理施設上面
	等に太陽光発電施設を整備し、維持管理および運営を行う事業で
	ある。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	秋山川浄化センター(流域下水道の終末処理場)では、既存の
	消化タンク加温設備の更新が求められており、本事業によりこれ
	を効率的に実施するほか、循環型社会の形成や温室効果ガスの削
	減など持続可能な社会に向けた要請に応えるものとして公共性・
	公益性のある事業である。
② 民間の資金、経営	本事業は、民間事業者が組成する SPC (特別目的会社) が秋山川浄
能力及び技術的能	化センター内で行う消化ガス発電施設の整備運営等を行う事業で
力の活用	ある。当該事業に必要な資金 530 百万円は、機構(50 百万円)と
	民間金融機関の協調融資で賄われ民間資金を活用する。このよう
	に、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した事業である。
③ 収益面における出	対象事業は、下水処理に伴い発生する消化ガス等を活用して太
融資等適合性	陽光発電を行うものであり、固定買取制度を活用した安定的な収
	益が見込まれ、民間事業者により事業期間を通じて効率的に運営
	され、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
3. 大臣意見	

① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	秋山川浄化センター再生可能エネルギー発電事業は、渡良瀬川 上流流域下水道事業の終末処理場において、汚泥処理に伴い発生 する消化ガスを活用してバイオガス発電等を行う事業であり、事 業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFIの 抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考 えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFI
	の更なる推進に貢献するよう努められたい。
② 所管大臣意見 (国土交通大臣)	異議はない。
4. モニタリング状況	
① 平成26年度末における時価評価	_
② 平成26年度末における本件の状況	機構は事業者に対する 50 百万円の融資契約を締結するに至っている。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針である。

(3)箱島湧水発電事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	箱島湧水発電PFI株式会社
	(代表企業:株式会社ヤマト)
② 支援決定日	平成 27 年 3 月 25 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	群馬県吾妻郡東吾妻町の箱島湧水を源とする鳴沢川において水
	力発電施設を整備し、維持管理および運営を行う事業である。
	本事業を実施することで、地球温暖化防止対策への貢献、再生
	可能エネルギーの推進、災害時の非常用電源の確保、事業収入に
	よる地域活性化への貢献等が見込まれる。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、水力発電施設の整備・運営により再生可能エネルギ
	一である電力を供給する事業であり、地球温暖化防止対策への貢
	献、災害時の非常用電源の確保、事業収入による地域の活性化等
	につながる公共性・公益性のある事業である。
② 民間の資金、経営	本事業は、民間事業者が組成する SPC (特別目的会社) が水力発
能力及び技術的能	電施設の整備運営等を行う事業である。当該事業に必要な資金は、
力の活用	機構と民間金融機関の協調融資で賄われ民間資金を活用する。こ
	のように、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した事業
	である。
③ 収益面における出	本事業は、鳴沢川の水流を活用して水力発電を行うものであり、
融資等適合性	固定買取制度を活用した安定的な収益が見込まれ、民間事業者に
	より事業期間を通じて効率的に運営され、資金不足に陥る蓋然性
	は低いものと判断される。
3. 大臣意見	

① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	箱島湧水発電事業は、再生可能エネルギー源の活用により、電力の安定供給や地球温暖化対策等に寄与することを目的として、 箱島湧水を源とする鳴沢川において水力発電を実施するものであり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/P
	FIの抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。
	後構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
②所管大臣意見	本事業に係る支援を決定することについて、異議はない。
(経済産業大臣)	なお、事業の前提となっている固定価格買取制度における設備
	認定、電力会社への接続契約等について遺漏なきよう留意された
	L1°
4. モニタリング状況	
① 平成 26 年度末にお	-
ける時価評価	
② 平成 26 年度末にお	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整していると
ける本件の状況	ころである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針であ
	వ .

(4) 八木駅南市有地活用事業

項目	内容
1. 支援概要	
① 対象事業者	PFI八木駅南市有地活用株式会社
	代表企業:株式会社大林組
	構成企業:株式会社梓設計、株式会社東急コミュニティー
② 支援決定日	平成 27 年 3 月 25 日
③ 支援実行日	調整中
④ 支援金額	調整中
⑤ 事業概要	商業・業務・行政機能が集積する奈良県橿原市の玄関口である
	近鉄大和八木駅周辺のうち、近鉄大和八木駅南側市有地の活用に
	おいて、市民が関連する複数の手続きを行う総合窓口機能を提供
	する庁舎を整備して市民の利便性の向上を図るとともに、中南和
	地域の観光の拠点として宿泊施設等の観光施設を整備し、中南和
	地域の広域拠点としてふさわしい都市機能を形成し、内外の観光
	客の誘致を図る PFI 事業。
2. 支援基準適合性	
① 公共性・公益性	本事業は、市庁舎及び観光施設(ホテル等)を設置運営する事
	業であり、市民サービスの提供や観光振興に資するものとして公
	共性・公益性を有する事業である。
② 民間の資金、経営	本事業は、民間事業者が組成する SPC (特別目的会社) が市庁舎
能力及び技術的能	及び観光施設の整備運営等を行う事業である。当該事業に必要な
力の活用	資金は、機構と民間金融機関の協調融資で賄われ民間資金を活用
	する。このように、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用
	した事業である。
③ 収益面における出	本事業は、庁舎と観光施設の整備運営等を行うものであり、市
融資等適合性	と利用者からの支払いによる収益が見込まれ、民間事業者により

3. 大臣意見	事業期間を通じて効率的に運営され、資金不足に陥る蓋然性は低いものと判断される。
① 主務大臣意見 (内閣総理大臣)	八木駅南市有地活用事業は、庁舎と観光施設を整備するPFI事業であり、事業収入等で費用を回収するPFI事業として、PPP/PFIの抜本改革に向けたアクションプランの趣旨にも合致していると考えられる。 機構においては、引き続きインフラ投資市場の育成及びPFIの更なる推進に貢献するよう努められたい。
4. モニタリング状況	
① 平成 26 年度末における時価評価	_
② 平成 26 年度末における本件の状況	機構は、事業者に対する融資契約の締結に向けて調整していると ころである。今後、適時適切にモニタリングを実施する方針であ る。

(参考) 基本情報(平成27年3月31日時点)

I. 本社

東京都千代田区大手町1丁目6番1号大手町ビル8F

Ⅱ. 資本金

100 億円 (出資金額: 政府 100 億円、民間 100 億円) ※出資総額のうち、2分の1は資本準備金とされている。

Ⅲ. 役員の状況

役職	氏名	重要な兼職状況
〇代表取締役社長	渡 文明	JX ホールディングス株式会社 名誉顧問
		日本郵政株式会社 社外取締役
専務取締役	半田 容章	
〇社外取締役	赤羽 貴	アンダーソン・毛利・友常法律事務所
		パートナー 弁護士
		(内閣府 PFI 推進委員会専門委員)
〇社外取締役	上村 多恵子	京南倉庫株式会社 代表取締役
◎社外取締役	松田 修一	早稲田大学 名誉教授
		株式会社コメリ 社外取締役
		株式会社ミロク情報サービス 社外取締役
〇社外取締役	大垣 尚司	立命館大学大学院 教授
社外監査役	奥野 善彦	奥野総合法律事務所・外国法共同事業所長
		弁護士
社外監査役	田知本 章	税理士法人平成会計社 顧問

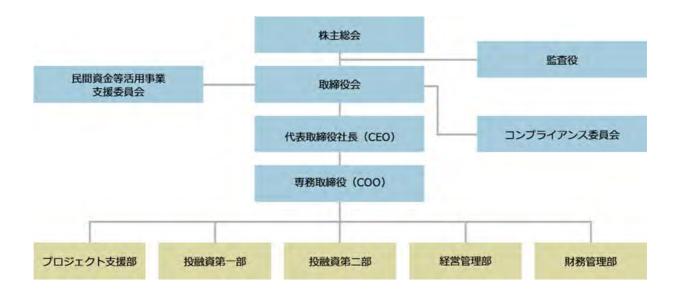
注) ◎:支援委員会委員長 ○:支援委員会委員を表している。

Ⅳ. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20 名	2名	40.7歳	1. 32 年

注) 出向者を含み、派遣社員を除く。

V. 組織図



Ⅵ. 決算の概要

機構における決算概要は以下に示すとおりである。なお、計算書類等については、会計監査人による監査を受けるとともに、事業報告については監査役による監査を受けている。

(1) 財産及び損益の状況

区分	第1期	第2期	
	(平成 25 年度)	(平成 26 年度)	
営業損失 (百万円)	240	526	
経常損失 (百万円)	243	524	
当期純損失(百万円)	244	528	
1 株当たり当期純損失	627. 51	1, 321. 85	
(円)			
総資産(百万円)	19, 805	19, 288	
純資産(百万円)	19, 755	19, 226	
1株当たり純資産額(円)	49, 388. 09	48, 066. 24	

(2) 貸借対照表(平成27年3月31日現在)

貸借対照表

平成 27 年 3 月 31 日現在

(単位:千円)

科目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,150,849	流動負債	55,262
現金及び預金	9,132,610	未 払 金	19,943
有 価 証 券	10,000,000	未払法人税等	25,710
営業投資有価証券	1,000	賞 与 引 当 金	3,876
営 業 貸 付 金	5,400	そ の 他	5,731
そ の 他	11,838	固定負債	6,743
固定資産	78,930	役員退職慰労引当金	6,118
有 形 固 定 資 産	26,116	退職給付引当金	625
建物	14,157	負 債 合 計	62,005
工具器具備品	11,958	(純資産の部)	
無形固定資産	1,920	株 主 資 本	19,226,495
投資その他の資産	50,893	資 本 金	10,000,000
敷 金	49,836	資 本 剰 余 金	10,000,000
そ の 他	1,056	資 本 準 備 金	10,000,000
繰 延 資 産	58,721	利 益 剰 余 金	Δ 773,504
創 立 費	55,946	その他利益剰余金	△ 773,504
株式交付費	2,775	繰越利益剰余金	Δ 773,504
		純 資 産 合 計	19,226,495
資 産 合 計	19,288,501	負債・純資産合計	19,288,501

⁽注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 損益計算書(平成26年4月1日~平成27年3月31日)

損益計算書

自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日

(単位:千円)

	科目		金	額
営	業 収 益			76
営	業費用			526,524
	営業損	失		526,447
営	業 外 収 益			
	受 取 利	息	11,549	
	有 価 証 券 利	息	7,311	
	雑 収	入	875	19,737
営	業 外 費 用			
	創立	費	15,984	
	株 式 交 付	費	1,665	17,649
	経常損	失		524,360
	税引前当期純損	員 失		524,360
	法人税、住民税及び事	業税		4,378
	当 期 純 損	失		528,739

⁽注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 株主資本等変動計算書(平成26年4月1日~平成27年3月31日)

株主資本等変動計算書

自 平成 26 年 4 月 1 日 至 平成 27 年 3 月 31 日

(単位:千円)

		株主	資 本		
		資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	純資産
	資 本 金	1/107 2/46 _ F+40 _ A	その他利益剰 余金		合 計
		資本準備金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当期首残高	10,000,000	10,000,000	Δ 244,765	19,755,234	19,755,234
当期変動額					
当期純損失	-	-	Δ 528,739	Δ 528,739	Δ 528,739
当期変動額合計	-	-	Δ 528,739	Δ 528,739	Δ 528,739
当期末残高	10,000,000	10,000,000	Δ 773,504	19,226,495	19,226,495

⁽注) 金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

Ⅷ. 支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準(平成二十五年内閣府告示第二百三十二号)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号) 第五十三条第一項の規定に基づき、株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準を次のとおり 定めたので、同条第三項の規定に基づき、これを公表する。

株式会社民間資金等活用事業推進機構支援基準

株式会社民間資金等活用事業推進機構(以下「機構」という。)が特定選定事業等支援の業務の 実施並びに特定選定事業等支援の対象となる事業者及び当該特定選定事業等支援の内容を決定 するに当たって従うべき基準は、次の1から3までのいずれの事項も満たすこととする。

1 支援対象となる対象事業が満たすべき基準

機構が特定選定事業等支援を行おうとする対象事業者による事業(以下「対象事業」という。)は、次の(1)から(3)までのいずれの事項も満たすこととする。

その際、対象事業に関する特定選定事業が、以下のプロセスを経たものであることに留意する こととする。

- ・公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の実施方針 の策定・公表手続
- ・公共施設等の管理者等により公平性及び透明性の確保の観点から行われる特定事業の評価・選 定・選定結果等の公表手続
- ・公共施設等の管理者等が公募の方法等により民間事業者を選定する場合において、当該民間事業者により経営能力、技術的能力及び収益性の観点から行われる検討等

(1) 公共性・公益性

対象事業が、地域経済の活性化を含む我が国経済の成長力強化に寄与するために民間の事業機会の創出及び民間主体の資本市場の確立を促進させるとの観点を踏まえつつ、一定の公共性・公益性を有するものであること。

(2) 民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用

対象事業に関する特定選定事業が、例えば、次の①から③までのような事業形態を始めとして、公共施設等の管理者等と民間事業者が協力し、当該民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を積極的に活用する形で、当該民間事業者が公共施設等の整備等の事業を実施することにより、公共施設等の効率的・効果的な整備等を実現するものであること。

① 公共施設等運営権の活用

公共施設等運営権に基づき公共施設等の運営等を民間事業者が行うことにより、自由度の高い事業運営を可能とするものであること。

② 附帯収益事業の活用

民間事業者が、例えば、次のア又はイのように、公共施設等の一部や余剰部分等を活用して附帯事業である収益事業を行うことにより、公共施設等の整備等の事業に寄与するものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のために必要があると認めるもの。

ア 合築型事業

公共施設等と民間収益施設等との合築建築の場合において民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公共施設等の管理者等が必要があると認めるもの。

イ 併設型事業

併設等の形態により民間事業者が実施する民間収益施設等の整備等の事業であって、公 共施設等の管理者等が特定選定事業の実施に資すると認めるもの。

③ 公的不動産の有効活用など民間事業者による提案の活用

民間事業者の提案に基づき、当該民間事業者が公的不動産を有効利用するなどの形で、公 共施設等の整備等の事業と民間収益施設等の整備等の事業とを一体的に実施すること等によ り、公共施設等の管理者等と当該民間事業者が協力して、付加価値の一層高い事業実施を可 能とするものであって、公共施設等の管理者等が特定選定事業の効率的・効果的な実施のた めに必要があると認めるもの。

- (3) 収益面における出融資等適合性
 - 対象事業が、次の①から④までのいずれの事項も満たすこと。
 - ① 効率的・効果的な事業と見込まれること 対象事業が、効率的・効果的な事業であることが見込まれること。
 - ② 適切な事業計画であること

対象事業の事業計画及び資金計画が、長期にわたり安定的な収入が見込まれる等、適切な 内容であること。

- ③ 民間金融機関・民間投資家等からの十分な資金供給が見込まれること 民間金融機関・民間投資家等からの十分な直接又は間接の投融資による資金供給が行われることが見込まれること。
- ④ 出融資等を行う資金の回収の蓋然性が高いと見込まれること 機構の支援開始後一定期間内に、出融資等を行う資金の適切な回収が可能となる蓋然性が 高いと見込まれること。
- 2 特定選定事業等支援の全般について機構が満たすべき事項

機構が特定選定事業等支援を行うに当たっては、対象事業に関する公共施設等の整備等に長期間を要するといった特性があることを踏まえ、長期にわたり安定的な業務運営を確保する観点から必要な事項は、次の(1)から(7)のいずれの事項も満たすこととする。

また、機構は、国の政策目的を実現するため、公的な資金を原資として特定選定事業等支援を行うことから、その設立趣旨に厳に即した出融資等を行うとともに、国の政策目的に即した出融資等業務の実施状況及び当該政策目的の達成状況等について、監督官庁であり出資者である国との間で、常時、密接に意見交換を行うための態勢を構築するものとする。

(1) 出融資等業務全体としての長期収益性の確保

特定選定事業等支援を通じて得られる総収入額が、少なくとも、機構の業務期間全体で必要な総支出額(出資者に対する適切な配当を含む。)を上回るように、事業年度毎に進捗状況を適宜評価しつつ、長期収益性を確保することに努めること。

- (2) 出融資等業務全体としての分散出融資等
 - 特定選定事業等支援の対象事業が、特定の事業分野等に過度に偏ることがないよう、適切な分散出融資等を行うことに努めること。
- (3) 個別出融資等案件に関する規律の確保

個別の特定選定事業等支援案件について、公共施設等の管理者等、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者と連携しつつ、中長期的な観点及び事業年度毎の短期的な観点から事業・収支計画及び経営体制の精査、支援開始後の公共施設等の稼働状況等のモニタリング並びに事業悪化時における当該関係者と連携した対応等を適切に実施し、事業の安定性と長期収益性の確保を厳格に目指す等、規律ある出融資等を行うこと。

(4) 運用の透明性

特定選定事業等支援の対象事業についての対象事業者、民間金融機関・民間投資家等その他の関係者との間における情報の適正な取扱いに留意しつつ、①当該対象事業に関する公共施設等の稼働状況、②当該公共施設等の稼働の前提となる重要な許認可・免許、重要な契約に係る契約条件の状況、③その他当該公共施設等の整備等に起因する様々なリスク等について十分な情報開示に努めるとともに、機構又は機構が行う出融資等の対象となる対象事業者に対して投融資する民間金融機関・民間投資家等に対する必要な説明を適時適切に行うことにより、その運用の透明性を確保すること。

(5) 個別出融資等案件における民間金融機関・民間投資家等の補完

個別の特定選定事業等支援案件について、機構が我が国における特定選定事業に係る資金を調達することができる民間主体の資本市場の確立を促進するために先導的な出融資等を行う

との視点を十分に踏まえ、当該特定選定事業等支援の対象事業の資金ニーズに対する民間金融機関・民間投資家等の投融資を補完するとともに、当該特定選定事業等支援の収益目標が類似の民間金融機関・民間投資家等の収益目標と比較して著しく異ならないようにする等、類似の民間金融機関・民間投資家等の活動を不当に妨げることがないようにすること。

(6) 責任ある出融資等執行体制の整備

類似の民間金融機関・民間投資家等の慣行を踏まえ、機構の役職員の賞与等に機構の業績、 対象事業者の業績等を反映させる等、特定選定事業等支援を行う機構の役職員が責任をもって 業務を行う出融資等執行体制を整備すること。

(7) 東日本大震災からの復興への配慮

特定選定事業等支援を行うに当たっては、東日本大震災からの復興に向けて被災地域等において行われる特定選定事業の推進に配慮すること。

- 3 出融資等手法に関する事項
- (1) 間接出資に関する事項
 - ① 支援対象となる対象事業者の選定に関する事項

機構は、次に掲げる全ての事項を満たす特定選定事業を支援する事業者(以下「特定選定事業支援事業者」という。)を、間接出資の支援対象となる対象事業者として選定するものとする。

ア 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、当該特定選定事業支援事業者が上記1に規定する事項を遵守するとともに、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、特定選定事業の支援を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。

イ 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用及び経営の規律保持を図るため、 当該特定選定事業支援事業者が次のいずれかの事項を満たすものであること。

(ア) 当該特定選定事業支援事業者の出資構成について、機構以外の者からの出資の合計額 が機構の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

i 当該特定選定事業支援事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合 ii 機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合

iii i 及び ii に掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

(イ) 当該特定選定事業支援事業者が投融資を行う対象となる特定選定事業を実施する事業者の出資構成について、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業を実施する事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- i 当該特定選定事業を実施する事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合
- ii 当該特定選定事業支援事業者以外の者からの出資の合計額が、当該特定選定事業支援事業者の出資額未満となることが一時的であると認められる場合
- iii i 及び ii に掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合
- ウ 当該特定選定事業支援事業者に対する機構の出資について、あらかじめ約した出資金額の枠内で、当該特定選定事業支援事業者からの資金要求に応じて、その都度払い込むものであることが契約において明らかにされていること。
- ② 特定選定事業支援事業者に対する要求等の対応に関する事項

機構は、次に掲げる方法により、支援対象となる特定選定事業支援事業者が本支援基準に規定する事項に即して特定選定事業の支援を行っているか否かを特定選定事業支援事業者との契約等に基づく報告要求、調査等を通じて確認するとともに、当該特定選定事業支援事業者に対する必要な要求等の適切な対応を行うものとする。

ア 報告の要求等

機構は、定期的に、又は必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者であってその業務を執行する者(以下「業務執行者」という。)に対し事務の処理の状況その他の事項に関し報告を求め、又は当該特定選定事業支援事業者の業務及び財産の状況を調査確認するものとする。 イ その他の必要な対応

機構は、特定選定事業等支援を円滑かつ確実に実施する観点から、必要に応じて、当該特定選定事業支援事業者に対し、その他の適切な要求等を行うものとし、当該特定選定事業支援事業者が当該要求等に従わないときは、業務執行者の解任の提案等の適切な対応を行うものとする。

(2) 直接出資に関する事項

機構は、対象事業(特定選定事業を投融資により支援する事業を除く。以下同じ。)が上記1に規定する事項を満たしているにもかかわらず、民間金融機関・民間投資家等による匿名組合、投資事業有限責任組合等を経由した間接投融資が当該対象事業に対して十分に行われない場合であって、当該対象事業に関する民間金融機関・民間投資家等の出資の意向、地域の実情、事業分野をめぐる状況等を十分把握し、それらを勘案して必要と認められるときは、当該対象事業を実施する対象事業者に対し直接出資(原則として優先株式の取得によるものとする。)を行うものとする。この場合において、機構は、次に掲げる全ての事項を満たすものとする。

- ① 公的な資金を原資として特定選定事業等支援を受けることにかんがみ、対象事業者が上記 1 に規定する事項を遵守するとともに、公共施設等の整備等の能力を有し、一定の経営の安定性を有するものであって、業務遂行に必要な能力・経験を備えた担当者を配置し、利益相反管理を含む適切かつ十分な内部管理体制を構築し、対象事業を確実に実施する経営体制を確保する等、適切な経営責任を果たす見込みがあると認められるものであること。
- ② 民間の資金、経営能力及び技術的能力の積極的な活用並びに経営の規律保持を図るため、当該対象事業者の出資構成については、機構以外の者からの出資の合計額が機構の出資額以上となるものであること。

ただし、機構が当該特定選定事業支援事業者の経営を実質的に支配しないと認められ、かつ、 次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- i 当該対象事業者が、十分な資金調達活動を行ったにもかかわらず、機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額以上となる可能性が著しく低いと認められる場合
- ii 機構以外の者からの出資の合計額が、機構の出資額未満となることが一時的であると認められる場合
- iii 当該対象事業者が対象事業の実施を目的とする子会社等と対象事業を実施する場合において、対象事業者及び当該子会社等に対する機構以外の者からの出資の合計額が、対象事業者に対する機構からの出資額以上となる場合
- iv i からiii までに掲げるもののほか、正当な理由があり、かつ、機構の目的に資すると認められる場合

(3) 融資等に関する事項

機構は、上記3(1)又は(2)に準じて、融資等(原則として劣後貸付け又は劣後債券の取得によるものとする。)を行うものとする。

(注) この支援基準における用語のうち、「特定選定事業」とは、選定事業であって、利用料金を 徴収する公共施設等の整備等を行い、利用料金のみを自らの収入として収受する事業又は利用料 金に加え特定選定事業に要する費用に相当する金額の一部として公共施設等の管理者等から支 払われるものについても自らの収入として収受する事業をいう。

また、その他用語のうち、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)において定義が定められているものについては、その例による。